

令和 9 年度

嬉野市地域内フィーダー系統確保維持計画
(乗合タクシー運行計画)

春日線・大野原線・牛の岳線・下吉田線

令和8年6月26日(金)

嬉野市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

嬉野市では、自ら交通手段を持たない高齢者や学童等の交通弱者の移動手段を確保するため、幹線道路を走る生活交通路線バスと、それにアクセスする廃止路線代替バスを運行している。しかし、マイカーの普及や送迎サービスの利用等によりバス利用者は減少の一途をたどり、多くの路線が赤字経営を余儀なくされている。

特に本市は山間部に小規模集落が点在しており、高齢化が著しく進行している。平成21年9月に春日・大野原地区、令和7年9月末には不動山・下野・下吉田地区と市街地を結ぶ路線バスが廃止・大幅減便となったが、いずれも住民の通院や通学に不可欠な路線であった。そのため、国等の事業を活用して乗合タクシーを順次運行し、交通空白地域の解消を図ってきた。

これら山間各地区の乗合交通は、幹線バスルートへ住民を繋ぐ結節機能として、地域生活の維持に欠かせない役割を担っている。今後も著しく増加する高齢者をはじめとした住民の生活を守り、持続可能な地域公共交通を確保・維持するため、本事業により運行を継続していくことが必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

高齢化の進展に伴い、今後はマイカーの運転困難者がさらに増加することが予想される。そのため、対象路線を維持することで地域住民の安心・安全な移動手段を確保するとともに、利用者のニーズを的確に把握し、効率的かつ利便性の高い運行管理を行う。これらを通じて、1人あたりの運行コストについて以下のとおり目標を設定する。

【目標値一覧】

・春日線(路線定期) ※R7年度乗合タクシー収支実績参照

R7実績:2,700円/人 R9目標:2,680円/人

・大野原線(路線定期) ※R7年度乗合タクシー収支実績参照

R7実績:13,600円/人 R9目標:6,300円/人

・牛の岳線(路線定期)

R7実績:実績なし R9目標:2,500円/人

・牛の岳線(路線不定期)

R7実績:実績なし R9目標:運行率30%

・下吉田線(路線不定期)

R7実績:実績なし R9目標:運行率30%

【数値目標の算定根拠】

・春日線:直近年度の実績をベースに、効率化を図ることで概ねマイナス1%の低減を目指す。

・大野原線:1回当たりの乗車人員2.0以上を想定し、効率的車両運用を行うことで算出した数値を基準とする。

・牛の岳線:実証運行期間中の実績(路線定期:2,500円/人、路線不定期:運行率17%)をベースに算出。路線定期は同水準の維持を目指し、路線不定期については、補助要件の基準となる運行率30%を目標として設定する。

・下吉田線:実証運行期間中の実績(運行率25%)をベースに、利用促進を図ることで、補助要件の基準となる運行率30%への向上を目標とする。

(2) 事業の効果

対象路線(春日線、大野原線、牛の岳線、下吉田線)の運行を維持・継続、開始することにより、山間部等の交通空白地域における高齢者の通院や児童の通学、買い物など、自ら移動手段を持たない交通弱者の日常生活に不可欠な移動手段が安定的に確保される。これに伴い、これまでの家族や近隣住民による自家用車での送迎負担の軽減が図られる。

また、各地区のニーズに応じた路線定期運行および路線不定期運行を効果的に組み合わせることで、効率的かつ利便性の高い地域公共交通ネットワークを構築する。これにより、市街地を走る幹線バスや高速バス、鉄道などの基幹交通への円滑な乗り継ぎが可能となり、地域住民の市内移動のみならず、広域的な移動への利便性向上する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・嬉野市地域公共交通計画に基づいた施策の推進【実施主体:嬉野市】
- ・バス停留所等の環境改善および標識等の整備【実施主体:嬉野市、運行事業者】
- ・利便性向上に向けた「フリー乗降制」導入の検討【実施主体:嬉野市、運行事業者】
- ・広報媒体・各種会合等を活用した利用促進・啓発活動の実施【実施主体:嬉野市】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

① 予定している時刻表・運行予定期間
別添「時刻表」のとおり

② 運送事業者の決定方法

本事業における運行事業者の選定にあたっては、地域の実情や地理的条件に精通し、かつ安全かつ安定的な運行実績を有する事業者である必要がある。

平成21年10月の運行開始(地域公共交通活性化・再生総合事業)の際、市内のタクシー事業者2社に運行の可否を確認したところ、1社から辞退の申し出があったため、嬉野地区を主な営業エリアとする1社を選定した。現在、嬉野地区を主な営業エリアとするタクシー事業者は当該事業者のみであり、地元の交通事情に熟知しており、適切であると判断している。

また、本業務(春日線、大野原線、牛の岳線、下吉田線)は地域住民の生活維持に直結し、かつ継続的な安定運行が強く求められる。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および嬉野市財務規則に基づき、これまでの運行実績が豊富で、利用者にとっても従前どおりの利便性と安全性を維持確保できる「温泉タクシー株式会社」と随意契約を締結した。

③ 補足資料

嬉野市乗合タクシー(春日線、大野原線、牛の岳線、下吉田線)については、公共交通空白地域等において「路線定期運行」および「路線不定期運行」を実施することにより、山間部の小規模集落、医療機関、学校、公民館等と市街地を結び、地域住民(特に高齢者や児童等の交通弱者)の移動手段を確保している。

なお、それぞれの路線の特性や利用実態に合わせ、以下のとおり持続可能で需要に応じた効率的な運行体制へと見直しを図っている。

- ・大野原線:利用が低迷していたため、需要に応じた運行とするため、路線不定期運行を導入。
- ・牛の岳線:定期・不定期を組み合わせた効率的な運行体系へ移行。
- ・下吉田線:利用需要の動向に対応するため、効率的な路線不定期運行を採用。

④ 路線図

別添「路線図」のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

嬉野市地域公共交通活性化協議会から運行事業者への負担額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

対象全路線(春日線、大野原線、牛の岳線、下吉田線)を対象に、運行事業者から提出される運行実績データ(乗車人員、運行回数、運賃収入、運行経費)に基づき、以下の数値指標による客観的なモニタリングおよび評価を実施する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1)事業の目標
※該当なし
(2)事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1)事業の目標
※該当なし
(2)事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成20年6月2日(第1回)	協議会設立、事業内容について協議	
平成20年8月12日(第2回)	地域公共交通総合連携計画策定について説明	
平成20年9月4日(第3回)	同連携計画策定について議論	
平成20年10月3日(第4回)	同連携計画策定について経過説明	
平成20年11月27日(第5回)	H20年度事業計画・予算について合意	
平成21年1月29日(第6回)	同連携計画(素案)について説明、合意	
平成21年2月26日(第7回)	同連携計画について合意	
平成21年7月9日(第8回)	H20年度事業報告・予算、H21年度事業計画・予算について合意	
平成22年2月15日(第9回)	運行計画の変更、H22年度事業計画・予算について合意	
平成22年6月19日(第10回)	H21年度事後評価について合意	
平成23年2月23日(第11回)	H22年度事後評価、H23年度事業計画・予算について合意	
平成24年3月23日(第12回)	H23年度事後評価、H24年度、H25年度事業計画・予算について合意	
平成25年3月25日(第13回)	H24年度事後評価、H25年度、H26年度事業計画・予算について合意	
平成25年6月27日(第14回)	H24年度事業の決算監査報告・決算認定、H26年度生活交通ネットワーク計画の承認	
平成26年3月26日(第15回)	H25年度事業評価(案)の承認、H25年度事業実績の承認、H25年度補正予算(案)の承認、H26年度当初予算(案)・事業計画(案)の承認	
平成26年6月25日(第16回)	H25年度事業の決算監査報告・決算認定、H27年度生活交通ネットワーク計画の承認	
平成27年3月20日(第17回)	H26年度事業評価(案)の承認、H26年度事業実績の承認、H26年度補正予算(案)の承認、H27年度当初予算(案)・事業計画(案)の承認	
平成27年6月23日(第18回)	H26年度事業の決算監査報告・決算認定、H28年度生活交通確保維持改善計画の承認	
平成28年2月19日(第19回)	H27年度事業評価(案)の承認、H27年度事業実績の承認、H27年度補正予算(案)の承認、H28年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
平成28年6月23日(第20回)	H27年度事業の決算認定・決算監査報告、H29年度生活交通確保維持改善計画の承認	
平成29年3月21日(第21回)	H28年度事業評価(案)の承認、H28年度事業実績の承認、H29年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
平成29年6月23日(第22回)	H28年度事業の決算認定・決算監査報告、H30年度生活交通確保維持改善計画の承認	
平成30年3月27日(第23回)	H29年度事業評価(案)の承認、H29年度事業実績の承認、H30年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
平成30年6月22日(第24回)	H29年度事業の決算認定・決算監査報告、H31年度生活交通確保維持改善計画の承認、運賃割引に関する承認	
平成31年2月27日(第25回)	H30年度事業評価(案)の承認、H30年度事業実績の承認、H31年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和元年6月25日(第26回)	H30年度事業の決算認定・決算監査報告、R2年度生活交通確保維持改善計画の承認、運賃割引に関する承認	
令和2年2月26日(第27回)	R2年度事業評価(案)の承認、R1年度事業実績の承認、R2年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和2年6月26日(第28回)	R1年度事業の決算認定・決算監査報告、R3年度生活交通確保維持改善計画の承認	
令和3年2月19日(第29回)	R2年度事業評価(案)の承認、R1年度事業実績の承認、R3年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和3年3月25日(第30回)	嬉野市地域公共交通計画策定に向けた事前調査の結果及び基本方針(案)の提示	
令和3年6月25日(第31回)	R2年度事業の決算認定・決算監査報告、R4年度生活交通確保維持改善計画の承認	
令和3年9月30日(R3年度第2回)	嬉野市地域公共交通計画の目標と方向性を決定	
令和4年1月14日(R3年度第3回)	R3年度事業評価(案)の承認	
令和4年2月24日(R3年度第4回)	嬉野市地域公共交通計画の素案とパブリックコメント実施の承認	
令和4年3月22日(R3年度第5回)	嬉野市地域公共交通計画(案)の承認、R3年度事業実績の承認、R4年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和4年6月24日(R4年度第1回)	R3年度事業の決算認定・決算監査報告、R5年度生活交通確保維持改善計画の承認	
令和5年1月13日(R4年度第2回)	R4年度事業評価(案)の承認	
令和5年2月24日(R4年度第3回)	R4年度事業実績の承認、R5年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和5年6月23日(R5年度第1回)	R4年度事業の決算認定・決算監査報告、R6年度生活交通確保維持改善計画の承認	
令和5年1月10日(R5年度第2回)	R5年度事業評価(案)の承認	
令和6年2月21日(R5年度第3回)	R5年度事業実績の承認、R6年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和6年6月25日(R6年度第1回)	R5年度事業の決算認定・決算監査報告、R7年度生活交通確保維持改善計画の承認	
令和7年1月6日(R6年度第2回)	R6年度事業評価(案)の承認	
令和7年3月24日(R6年度第3回)	R6年度事業実績の承認、R7年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和7年6月23日(R7年度第1回)	R6年度事業の決算認定・決算監査報告、R8年度生活交通確保維持改善計画の承認	
令和7年8月20日(R7年度第2回)	嬉野市地域公共交通計画改定(案)の承認、R8年度生活交通確保維持改善計画変更の承認	
令和8年1月6日(R7年度第3回)	R7年度事業評価(案)の承認	
令和8年2月20日(R7年度第4回)	R7年度事業実績の承認、R8年度事業計画(案)・当初予算(案)の承認	
令和8年6月26日(R8年度第1回)	R7年度事業の決算認定・決算監査報告、嬉野市地域公共交通計画改定(案)の承認、R9年度生活交通確保維持改善計画の承認	

19. 利用者等の意見の反映状況

本事業の実施主体である本協議会は、各地区代表者、老人クラブ関係者、民生児童委員、学校関係者などの多様な分野の委員で構成されており、実質的な利用者の代表として計画の策定や運行路線の見直し等の審議に参画している。

地域住民や利用者からの具体的な意見・要望等については、随時事務局(市)が直接受け付ける体制を構築しており、集約した意見等は協議会へ報告・共有し、課題解決や運行改善に向けた具体的な対応策について協議を行っている。

今後も、協議会での審議結果や乗合タクシーの利用方法等について、市報や市ホームページの広報媒体を積極的に活用して住民への周知を行い、地域住民の意見を反映した持続可能な公共交通の運営に努めていく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

(所 属) 嬉野市 政策部 企画政策課

(氏 名) 岸川 椋亮

(電 話) 0954-66-9117

(e-mail) kishigawa-ryousuke@city.ureshino.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

◆R06.10～R07.9月度乗合タクシー（春日線、大野原線）収支実績

【令和7年度】

	春日線						大野原線								
	運行回数	運行日数	運行委託料	利用者数	運送収入	収支	運行回数	運行日数	運行委託料	利用者数	運送収入	収支	運行委託料	運送収入	収支
			①		②	②-①			①		②	②-①	①	②	②-①
R06.10	68	22	427,040	166	24,100	▲ 402,940	68	22	439,280	28	5,500	▲ 433,780	866,320	29,600	▲ 836,720
R06.11	64	20	401,920	161	20,150	▲ 381,770	64	20	413,440	44	4,900	▲ 408,540	815,360	25,050	▲ 790,310
R06.12	68	21	427,040	150	21,300	▲ 405,740	68	21	439,280	21	2,200	▲ 437,080	866,320	23,500	▲ 842,820
R07.01	60	19	376,800	162	25,950	▲ 350,850	60	19	387,600	21	2,900	▲ 384,700	764,400	28,850	▲ 735,550
R07.02	57	17	357,960	136	17,600	▲ 340,360	57	17	368,220	20	4,950	▲ 363,270	726,180	22,550	▲ 703,630
R07.03	66	20	414,480	137	36,150	▲ 378,330	66	20	426,360	20	5,100	▲ 421,260	840,840	41,250	▲ 799,590
R07.04	68	21	427,040	146	35,750	▲ 391,290	68	21		16	3,300	3,300	427,040	39,050	▲ 387,990
R07.05	64	20	401,920	130	30,550	▲ 371,370	64	20	413,440	29	8,000	▲ 405,440	815,360	38,550	▲ 776,810
R07.06	68	21	427,040	133	32,950	▲ 394,090	68	21	439,280	42	10,600	▲ 428,680	866,320	43,550	▲ 822,770
R07.07	68	22	427,040	131	22,850	▲ 404,190	68	22	439,280	48	6,500	▲ 432,780	866,320	29,350	▲ 836,970
R07.08	54	17	339,120	79	14,000	▲ 325,120	54	17	348,840	31	5,100	▲ 343,740	687,960	19,100	▲ 668,860
R07.09	64	20	401,920	90	16,700	▲ 385,220	64	20	413,440	40	5,300	▲ 408,140	815,360	22,000	▲ 793,360
合計	769	240	4,829,320	1,621	298,050	▲ 4,531,270	769	240	4,528,460	360	64,350	▲ 4,464,110	9,357,780	362,400	▲ 8,995,380

◆1人当たり運行コスト（春日線） 2,700円

（大野原線） 12,400円

【利用者数推移】

◆乗車率 4.22

◆乗車率 0.94

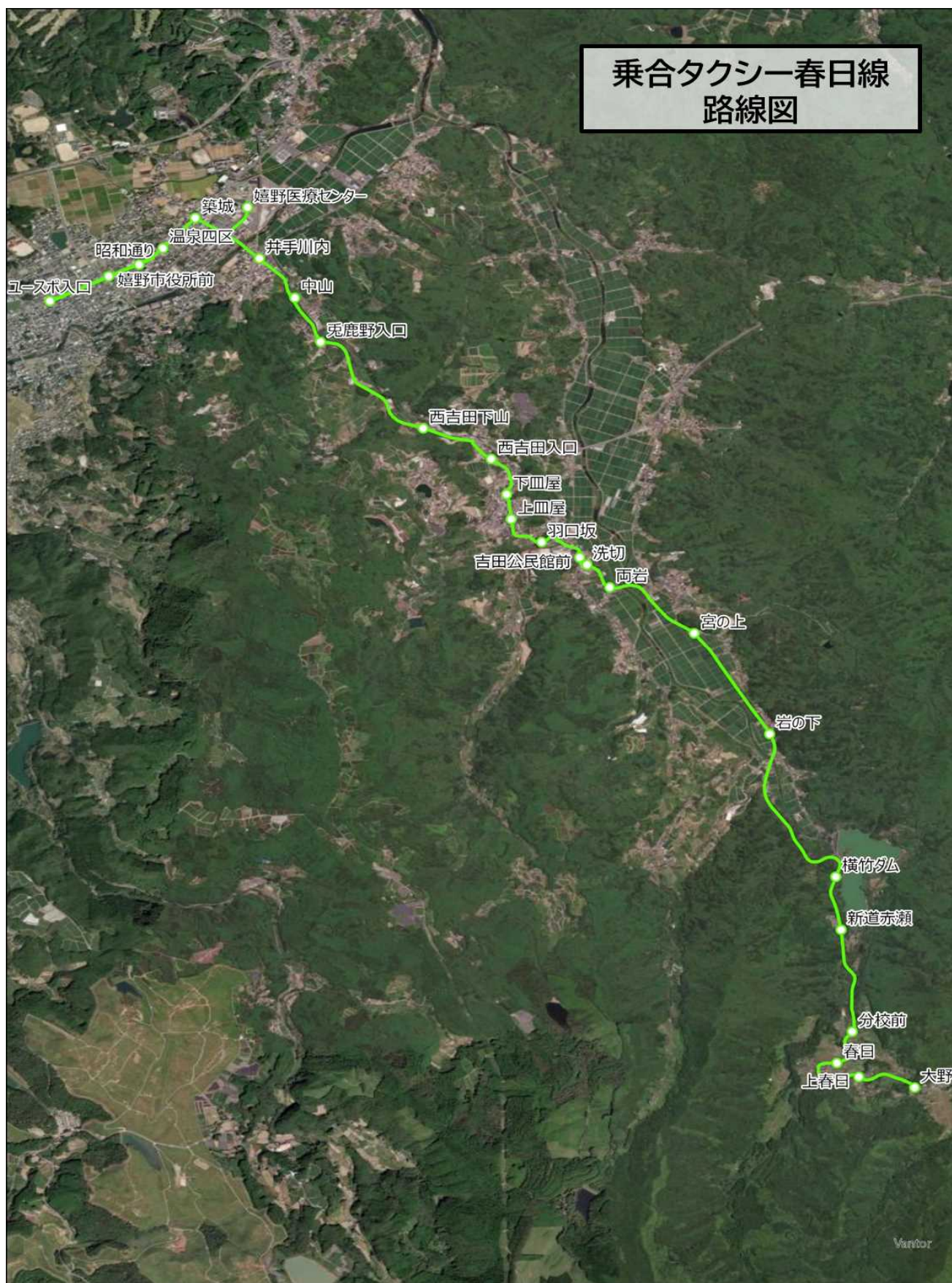
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

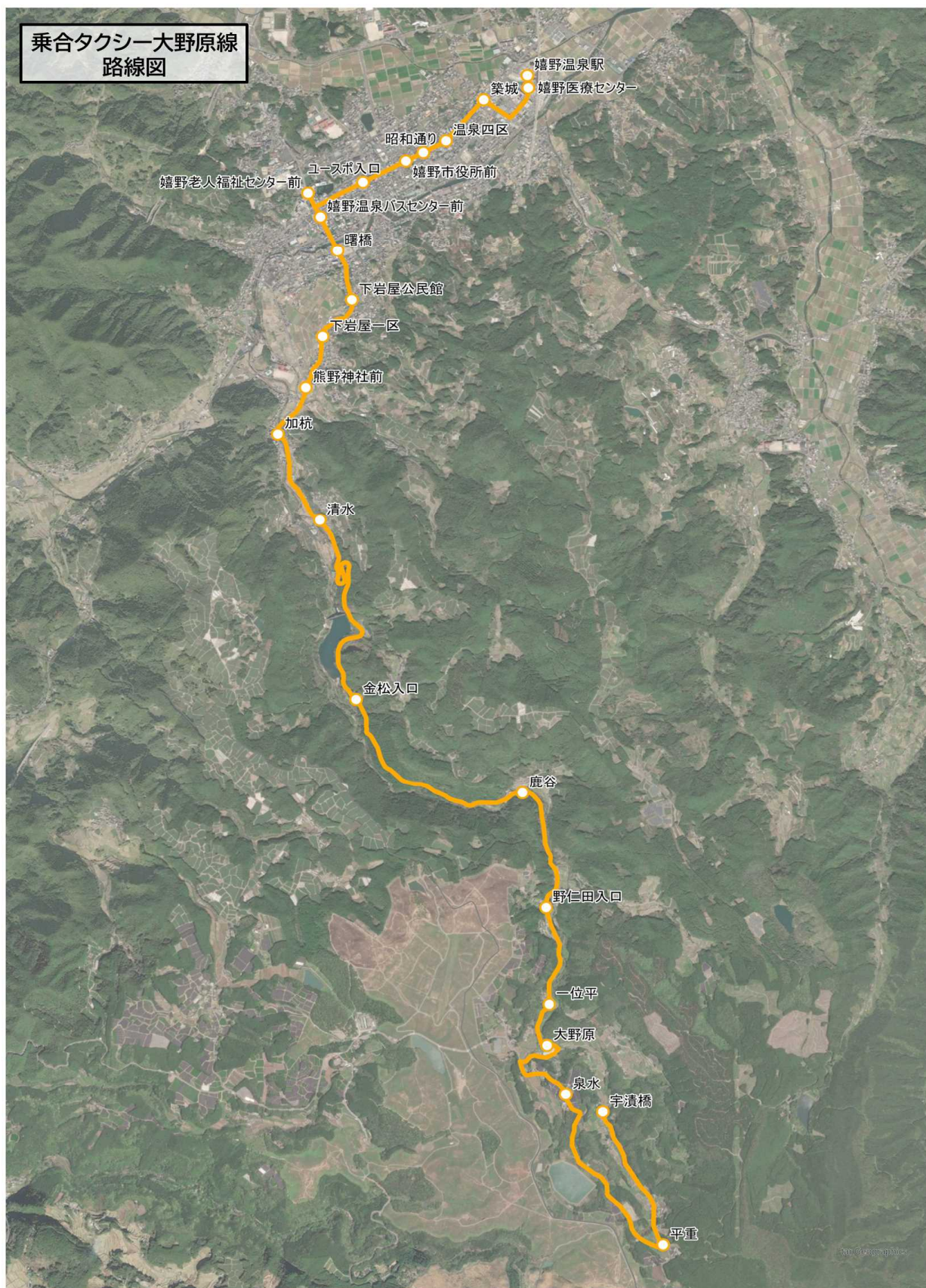
令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準八で 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
嬉野市	温泉タクシー(株)	(1) 春日線	大野	羽口坂	ユースポ入口	往 11.8km 復 11.8km	259日	414.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の嬉野線と嬉野医療センターにて接続	③
	温泉タクシー(株)	(2) 大野原線	宇漬橋	嬉野温泉 バスター前	嬉野温泉駅	往 14.6km 復 14.6km	259日	129.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の嬉野線と嬉野医療センターにて接続	③
	温泉タクシー(株)	(3) 牛の岳線	牛の岳	嬉野温泉 バスター前	嬉野温泉駅	往 13.2km 復 13.2km	310日	262.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の嬉野線と嬉野医療センターにて接続	①
	温泉タクシー(株)	(4) 牛の岳線	牛の岳	嬉野温泉 バスター前	嬉野温泉駅	往 13.2km 復 13.2km	243日	364.5回			路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の嬉野線と嬉野医療センターにて接続	①
	温泉タクシー(株)	(5) 下吉田線	上七ツ川内	嬉野温泉 駅	嬉野温泉バスター前	往 7.3km 復 7.3km	293日	439.5回			路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の嬉野線と嬉野医療センターにて接続	①
						.km								
						.km								
						.km								
						.km								
						.km								
						.km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

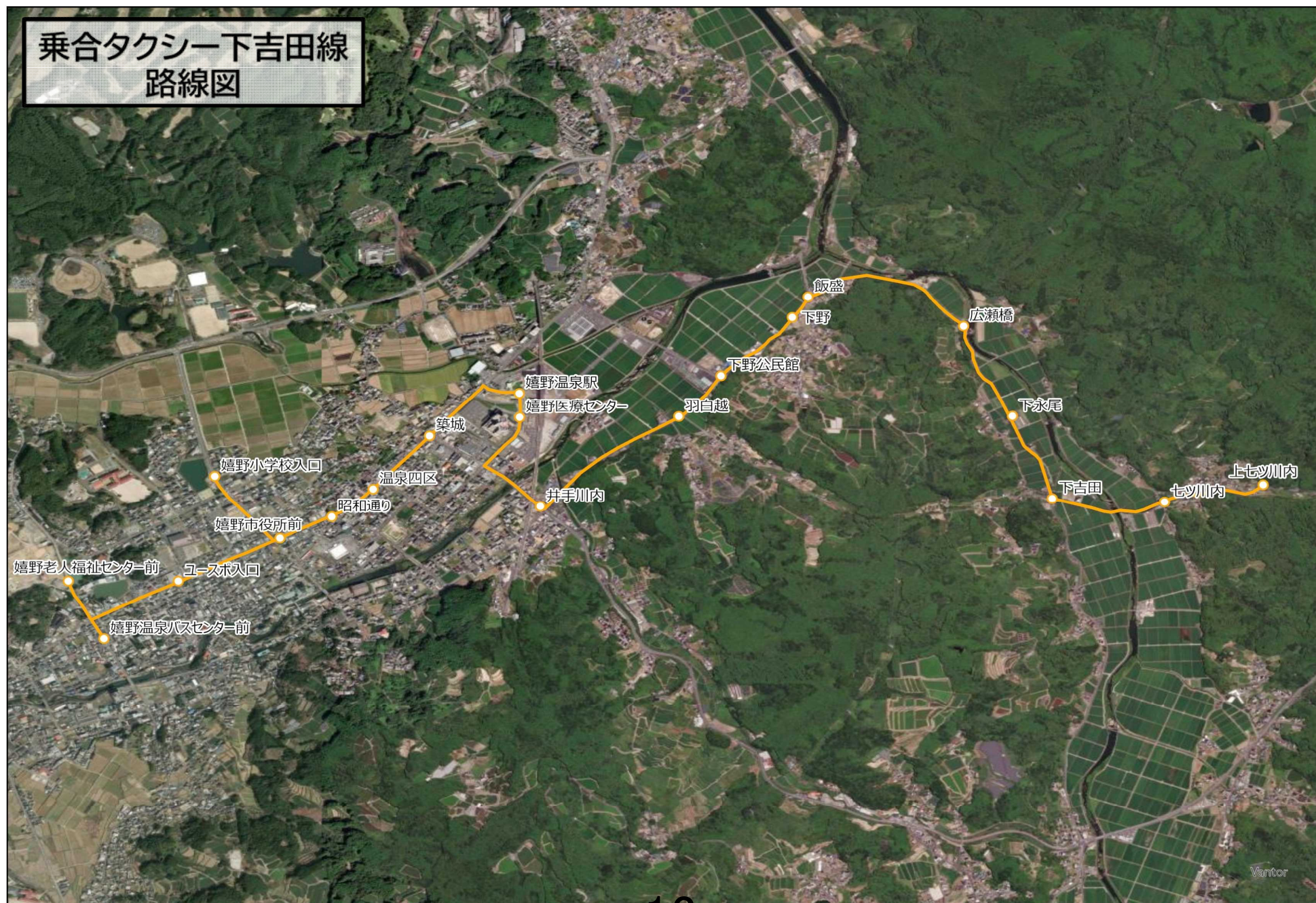




乗合タクシー牛の岳線
路線図

宇都宮駅
宇都宮医療センター
宇都宮温泉駅
宇都宮市役所前
温泉四区
昭和通り
ユースポ入口
嬉野老人福祉センター前
嬉野温泉バスセンター前
曙橋
立石
大野原口
轟小学校前
平野橋
肥前平野
中不動
丹生川公民館
丹生川
大舟
馬場入口
馬場
井手橋
不動山
大茶樹入口
牛の岳

乗合タクシー下吉田線
路線図



春日線

上り	1便	2便
運行曜日	月～金	月・水・金
予約の要否	不要	不要
大野	7:25	12:10
上春日	7:26	12:11
春日	7:27	12:12
分校前	7:28	12:13
新道赤瀬	7:31	12:16
横竹ダム	7:32	12:17
岩の下	7:34	12:19
宮の上	7:36	12:21
両岩	7:37	12:22
洗切	7:38	12:23
吉田公民館前	7:39	12:24
羽口坂	7:40	12:25
上皿屋	7:41	12:26
下皿屋	7:42	12:27
西吉田入口	7:43	12:28
西吉田下山	7:44	12:29
兎鹿野入口	7:45	12:30
中山	7:45	12:30
井手川内	7:46	12:31
嬉野医療C	7:49	12:34
築城	7:52	12:37
温泉四区	7:53	12:38
昭和通り	7:54	12:39
嬉野市役所前	7:54	12:39
ユースポ入口	7:55	12:40

下り	1便	2便
運行曜日	月・水・金	月～金
予約の要否	不要	不要
ユースポ入口	11:30	16:00
嬉野市役所前	11:31	16:01
昭和通り		
温泉四区	11:32	16:02
築城	11:33	16:03
嬉野医療C	11:36	16:06
井手川内	11:39	16:09
中山	11:40	16:10
兎鹿野入口	11:40	16:10
西吉田下山	11:41	16:11
西吉田入口	11:42	16:12
下皿屋	11:43	16:13
上皿屋	11:44	16:14
羽口坂	11:45	16:15
吉田公民館前	11:46	16:16
洗切	11:47	16:17
両岩	11:48	16:18
宮の上	11:49	16:19
岩の下	11:51	16:21
横竹ダム	11:53	16:23
新道赤瀬	11:54	16:24
分校前	11:57	16:27
春日	11:58	16:28
上春日	11:59	16:29
大野	12:00	16:30

大野原線

上り	1便	2便	下り	1便	2便	3便
運行曜日	月～金	月・水・金	運行曜日	月～金	月・水・金	月～金
予約の要否	不要	必要	予約の要否	必要	必要	必要
宇漬橋	7:35	14:59	嬉野温泉駅	6:44	14:08	17:00
平重	7:39	15:03	嬉野医療センター	6:45	14:09	17:01
泉水橋	7:44	15:08	築城	6:47	14:11	17:03
大野原	7:47	15:11	温泉四区	6:48	14:12	17:04
一位平	7:48	15:12	昭和通り	6:49	14:13	17:05
野仁田入口	7:50	15:14	嬉野市役所前	6:49	14:13	17:05
鹿谷	7:53	15:17	ユースポ入口	6:50	14:14	17:06
金松入口	7:58	15:22	嬉野老人福祉センター前	6:52	14:16	17:08
清水	8:04	15:28	嬉野温泉BC前	6:53	14:17	17:09
加杭	8:06	15:30	曙橋	6:54	14:18	17:10
熊野神社前	8:07	15:31	下岩屋公民館	6:56	14:20	17:12
下岩屋一区	8:08	15:32	下岩屋一区	6:57	14:21	17:13
下岩屋公民館	8:09	15:33	熊野神社前	6:58	14:22	17:14
曙橋	8:11	15:35	加杭	6:59	14:23	17:15
嬉野温泉BC前	8:12	15:36	清水	7:01	14:25	17:17
嬉野老人福祉センター前	8:13	15:37	金松入口	7:07	14:31	17:23
ユースポ入口	8:15	15:39	鹿谷	7:12	14:36	17:28
嬉野市役所前	8:16	15:40	野仁田入口	7:15	14:39	17:31
昭和通り	-	-	一位平	7:17	14:41	17:33
温泉四区	8:17	15:41	大野原	7:18	14:42	17:34
築城	8:18	15:42	泉水橋	7:21	14:45	17:37
嬉野医療センター	8:20	15:44	平重	7:26	14:50	17:42
嬉野温泉駅	8:21	15:45	宇漬橋	7:30	14:54	17:46

牛の岳線

上り	1便	2便	3便	下り	1便	2便	3便
運行曜日	月～金 (課業日のみ)	月～土	月火木 金	運行曜日	月～金	月～金	月火木 金
予約の要否	不要	不要	必要	予約の要否	必要	必要	必要
牛の岳	7:20	8:23	12:55	嬉野温泉駅	12:16	15:36	16:46
大茶樹入口	7:21	8:24	12:56	嬉野医療センター	12:17	15:37	16:47
不動山	7:22	8:25	12:57	築城	12:19	15:39	16:49
井手橋	7:24	8:27	12:59	温泉四区	12:20	15:40	16:50
馬場	7:25	8:28	13:00	昭和通り	12:21	15:41	16:51
馬場入口	7:26	8:29	13:01	嬉野市役所前	12:21	15:41	16:51
大舟	7:29	8:32	13:04	ユースポ入口	12:22	15:42	16:52
丹生川公民館	7:32	8:35	13:07	嬉野老人福祉センター前	12:24	15:44	16:54
丹生川	7:32	8:35	13:07	嬉野温泉BC前	12:25	15:45	16:55
中不動	7:34	8:37	13:09	曙橋	12:27	15:47	16:57
肥前平野	7:35	8:38	13:10	立石	12:28	15:48	16:58
平野橋	7:36	8:39	13:11	轟小学校前	12:30	15:50	17:00
大野原口	7:37	8:40	13:12	大野原口	12:32	15:52	17:02
轟小学校前	7:39	8:42	13:14	平野橋	12:33	15:53	17:03
立石	7:41	8:44	13:16	肥前平野	12:34	15:54	17:04
曙橋	7:42	8:45	13:17	中不動	12:35	15:55	17:05
嬉野温泉BC前	7:44	8:47	13:19	丹生川	12:37	15:57	17:07
嬉野老人福祉センター前	7:45	8:48	13:20	丹生川公民館	12:37	15:57	17:07
ユースポ入口	7:47	8:50	13:22	大舟	12:40	16:00	17:10
嬉野市役所前	7:48	8:51	13:23	馬場入口	12:43	16:03	17:13
昭和通り	-	-	-	馬場	12:44	16:04	17:14
温泉四区	7:49	8:52	13:24	井手橋	12:45	16:05	17:15
築城	7:50	8:53	13:25	不動山	12:47	16:07	17:17
嬉野医療センター	7:52	8:55	13:27	大茶樹入口	12:48	16:08	17:18
嬉野温泉駅	7:53	8:56	13:28	牛の岳	12:49	16:09	17:19

下吉田線

上り	1便	2便
運行曜日	月～土	火木土
予約の要否	必要	必要
上七ツ川内	8:38	13:04
七ツ川内	8:39	13:05
下吉田	8:40	13:06
下永尾	8:41	13:07
広瀬橋	8:42	13:08
飯盛	8:43	13:09
下野	8:44	13:10
下野公民館前	8:45	13:11
羽白越	8:46	13:12
井手川内	8:47	13:13
嬉野医療センター	8:49	13:15
嬉野温泉駅	8:50	13:16
築城	8:52	13:18
温泉四区	8:53	13:19
昭和通り	8:54	13:20
嬉野小学校入口	8:55	13:21
嬉野市役所前	8:57	13:23
ユースポ入口	8:58	13:24
嬉野老人福祉センター前	9:00	13:26
嬉野温泉BC前	9:02	13:28

下り	1便	2便	3便
運行曜日	火木土	月～金	月～土
予約の要否	必要	必要	必要
嬉野温泉BC前	12:37	15:22	16:52
嬉野老人福祉センター前	12:38	15:23	16:53
ユースポ入口	12:40	15:25	16:55
嬉野小学校入口	12:42	15:27	16:57
嬉野市役所前	12:43	15:28	16:58
昭和通り	-	-	-
温泉四区	12:45	15:30	17:00
築城	12:46	15:31	17:01
嬉野温泉駅	12:48	15:33	17:03
嬉野医療センター	12:49	15:34	17:04
井手川内	12:51	15:36	17:06
羽白越	12:52	15:37	17:07
下野公民館前	12:53	15:38	17:08
下野	12:54	15:39	17:09
飯盛	12:55	15:40	17:10
広瀬橋	12:56	15:41	17:11
下永尾	12:57	15:42	17:12
下吉田	12:58	15:43	17:13
七ツ川内	12:59	15:44	17:14
上七ツ川内	13:00	15:45	17:15

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	嬉野市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	25,848
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
嬉野市地域公共交通計画	R4.3.25策定 R7.8.20一部改訂 R8.6.26一部改訂	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)